

平成29年4月28日

委員長不信任案に反対する意見

河野ゆうき

私は都議会自民党を代表し、我が党の桜井委員長に対する不信任案に反対する立場で意見を述べます。

本委員会は、6月の第2回定例会に報告を行うため、限られた時間の中、証人喚問など精力的に行ってまいりました。

この間の、桜井委員長の委員会運営は、常に公平中立で、何らの瑕疵のない、まさに適正な運営がありました。

ところが、先日、26日の理事会において、証人お二方に対し、偽証認定をすべきとの主張が、自民党を除く、公明、共産、都民、ネット、改革の各会派から提出されました。

事実と異なる証言をしたこと、イコール、偽証の成立ではなく、事実と異なるという認識を持ちながら、あえて違う証言をする。つまり、故意に「嘘」をついているかどうかが、偽証認定のポイントです。

しかし、今回、偽証とされている陳述は、仮に、事実関係との齟齬があった場合でも、単なる記憶違い程度のものしかありません。

そもそも証人において、偽証しなければならない動機は見出せませんし、偽証の根拠とされる資料も、故意に「嘘」をついたことを直接裏付けるものではなく、証拠書類として極めて不十分です。

さらに、自民党だけではなく、議会局においても、それぞれ複数の顧問弁護士に偽証告発について意見を求めましたが、一様に、偽証と認定できるような証拠・事実は見いだせないと結論づけています。

仮に、議会として告発を行っても、「不受理」「嫌疑不十分により不起訴」になるであろうといった見解すらも示されており、都議会の鼎の軽重が問われています。

司法機関ではない議会の限界も直視し、専門家の意見に謙虚に耳を傾け、いたずらに証人の基本的人権を侵害する恐れのあるようなことは、決して行ってはなりません。

この告発が「不受理」もしくは「不起訴」となった場合、専門家の意見を無視し、確たる証拠書類もないまま、二人の証人を刑事被疑者扱いした責任を、誰が取るのでしょうか。バッジを賭けるくらいの覚悟で臨むべきです。

公正中立に委員会運営に当たってきた桜井委員長にとって、自民党以外の各会派が、数々物を言わせ、偽証認定に向けた手続きを、無理やりに進めていくというやり方は、権力の濫用であり、受け入れられないのは、当然です。

この不信任案は、強行しようとしている偽証認定を正当化するためのものであり、すでに辞任を表明している委員長に対して、あえて不信任案を提出するというのは、「ためにする偽証告発」の不当性を隠そうとする、「ためにする不信任」でしかない、と言わざるを得ません。

桜井委員長はもとより、我々、都議会自民党は、偽証認定の強行には絶対に反対です。一方で、6月の第2回定期例会に委員会報告を行うという議事日程もあります。そこで、26日の理事会で、各会派が偽証認定を強行する方針を明確にしたことを受け、桜井委員長は辞任を表明しました。そして、自民党議員が委員長の職につくことはないことも、申し上げておきます。

このような委員長不信任案を出すことで、無駄な時間を使うことは到底容認できません。

都議会第一党、都民の与党として、桜井委員長の不信任案の撤回を求めるとともに、百条委員会の権限を恣意的に運用し、十分な根拠と法的な裏付けもないまま、徒党を組んで偽証認定を強行しようとする動きには、断固として戦う覚悟であることをお誓いして、意見を終わります。